

国勢調査について

国勢調査の概要

国勢調査の意義

平成 17 年国勢調査の実施計画策定までの検討の過程

国勢調査の実施体制

国勢調査の広報と環境整備

国勢調査の概要

目的

国内の人口・世帯の実態を把握し、各種行政施策の基礎資料を得ること

国勢調査は、統計法（昭和 22 年法律第 18 号）に基づき、国の最も基本的な統計調査として大正 9 年以来 5 年ごとに実施（P 10 参考 1 参照）

平成 17 年国勢調査の概要

調査期日：平成 17 年 10 月 1 日午前零時現在

調査対象：我が国に常住するすべての人（約 1 億 2800 万人）

外国政府の使節団・領事機関の構成員等及び外国軍隊の軍人・軍属並びにこれらの家族を除く。

調査事項：【世帯員に関する事項】

氏名、男女の別、出生の年月、世帯主との続柄、配偶の関係、国籍、就業状態、就業時間、所属の事業所の名称及び事業の種類、仕事の種類、従業上の地位、従業地又は通学地

【世帯に関する事項】

世帯の種類、世帯員の数、住居の種類、住宅の床面積、住宅の建て方

調査の流れ：総務省統計局 都道府県 市区町村 国勢調査指導員 国勢調査員 世帯

国勢調査の意義

1 国勢調査の意義

- (1) 我が国人口の実態を把握する唯一の全数調査
 - ・ 我が国に住んでいるすべての人を対象に、届出の有無にかかわらず、社会的・経済的属性の実態を把握
 - ・ 統計法において政府に定期的な実施を義務付け（P10 参考1参照）
- (2) 法定人口及び行政施策等への利用（P11 参考2参照）
 - ・ 各種法令に基づく法定人口としての利用 : 地方自治法、地方交付税法、衆議院議員選挙区画定審議会設置法等
 - ・ 国、地方の行政施策の利用 : 地域開発、防災対策、社会福祉施策、少子高齢化対策等
 - ・ 研究機関、民間企業等 : 将来推計人口、学術研究、マーケットリサーチ等
- (3) 標本調査のサンプルフレームとしての利用 : 労働力調査（総務省）、国民生活基礎調査（厚生労働省）等の世帯調査のサンプルフレームとして不可欠
- (4) 国際比較上の重要性
 - ・ 国連による国際基準の勧告（P12 参考3参照）
2010年前後に約200の国・地域で実施予定（主要国の状況はP13 参考4参照）

2 なぜ全数調査で実施しているのか

- (1) 全数調査で正確な人口が把握できないと、法定人口等行政の基礎人口、人口推計などの基準人口としてのニーズに応えられない。
- (2) 正確な母集団情報がないと、正確な標本調査が行えない。
- (3) 全数調査でないと、きめ細かな行政を行うための町丁字別等の小地域統計が作成できない。

3 なぜ5年ごとに調査しているのか

社会経済が大きく変動する中、長い間隔で実施することは、
行政施策の基礎となる統計と実態が乖離
あまり短い間隔で実施すると世帯の負担、経費の負担が大きくなる。

5年ごとに実施

10年ごとに大規模調査、その中間年に簡易調査を行うことを統計法で規定（P10 参考1参照）

4 なぜ調査員調査で実施しているのか

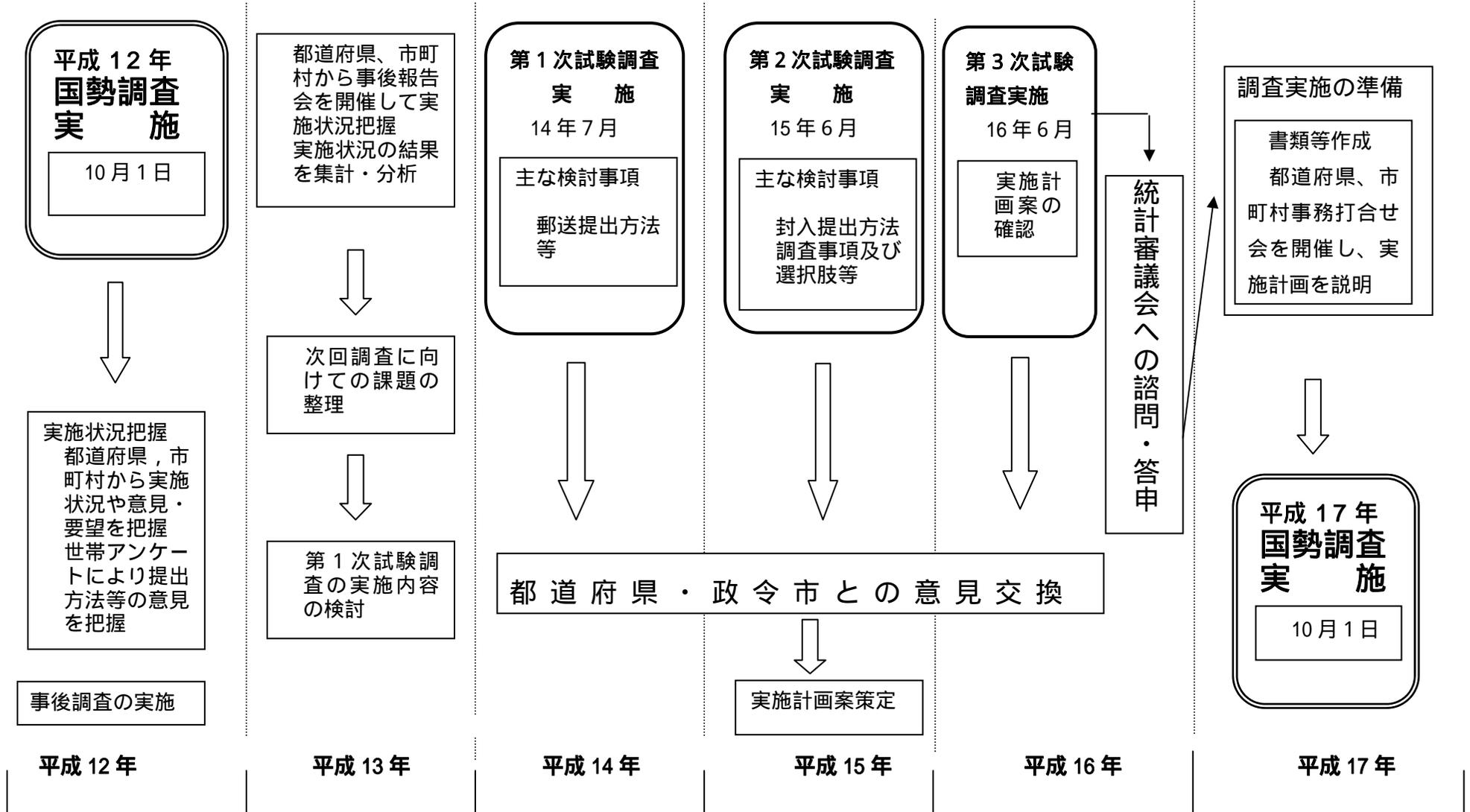
郵送調査など対面で行わない調査方法で実施した場合

- (1) 世帯の居住の有無等を正確に把握しないので、調査対象を正確に把握できない。
- (2) 電話等による督促だけでは効率が低く、調査票の回収率が低下する。
- (3) 調査員が記入内容を点検できなくなり、調査内容の精度の低下や市町村の事務が増加する。

（プライバシー意識の高まりに伴う対策として）

平成17調査では、すべての世帯に封筒を配布し、希望者は封入提出を可能とした。（P14 参考5参照）

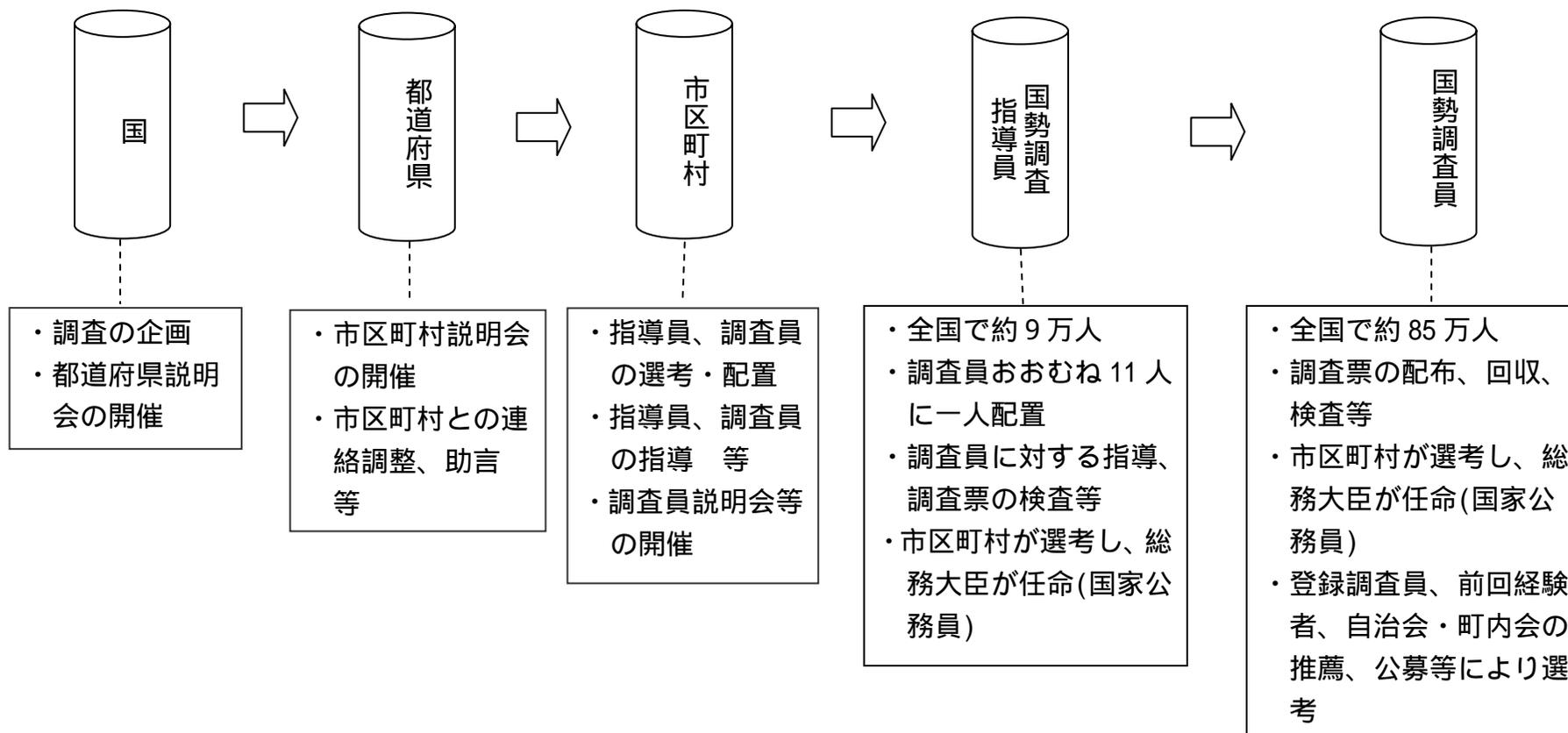
平成 17 年国勢調査の実施計画策定までの検討の過程



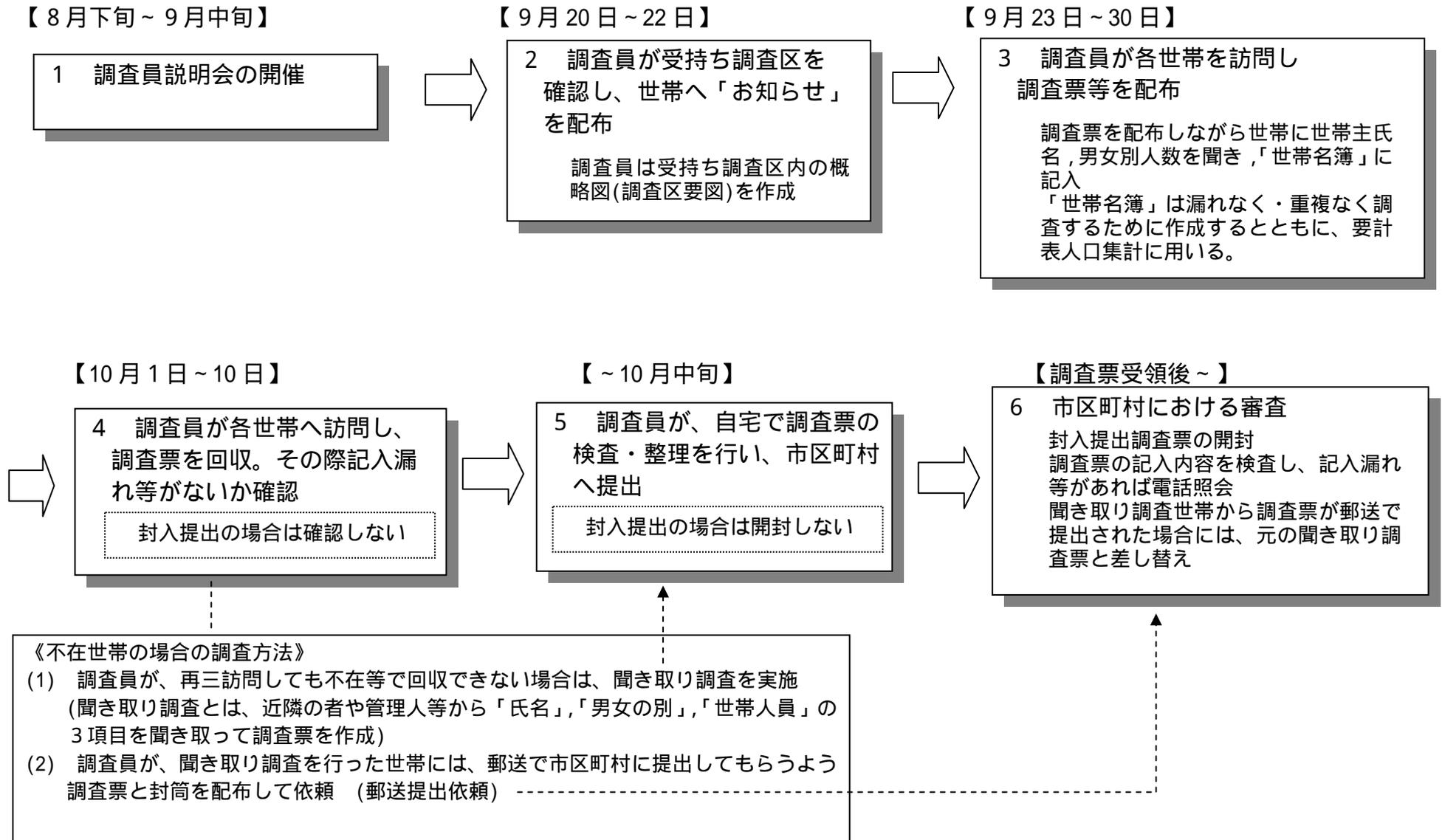
国勢調査の実施体制

1 予算規模 約650億円(平成17年度)

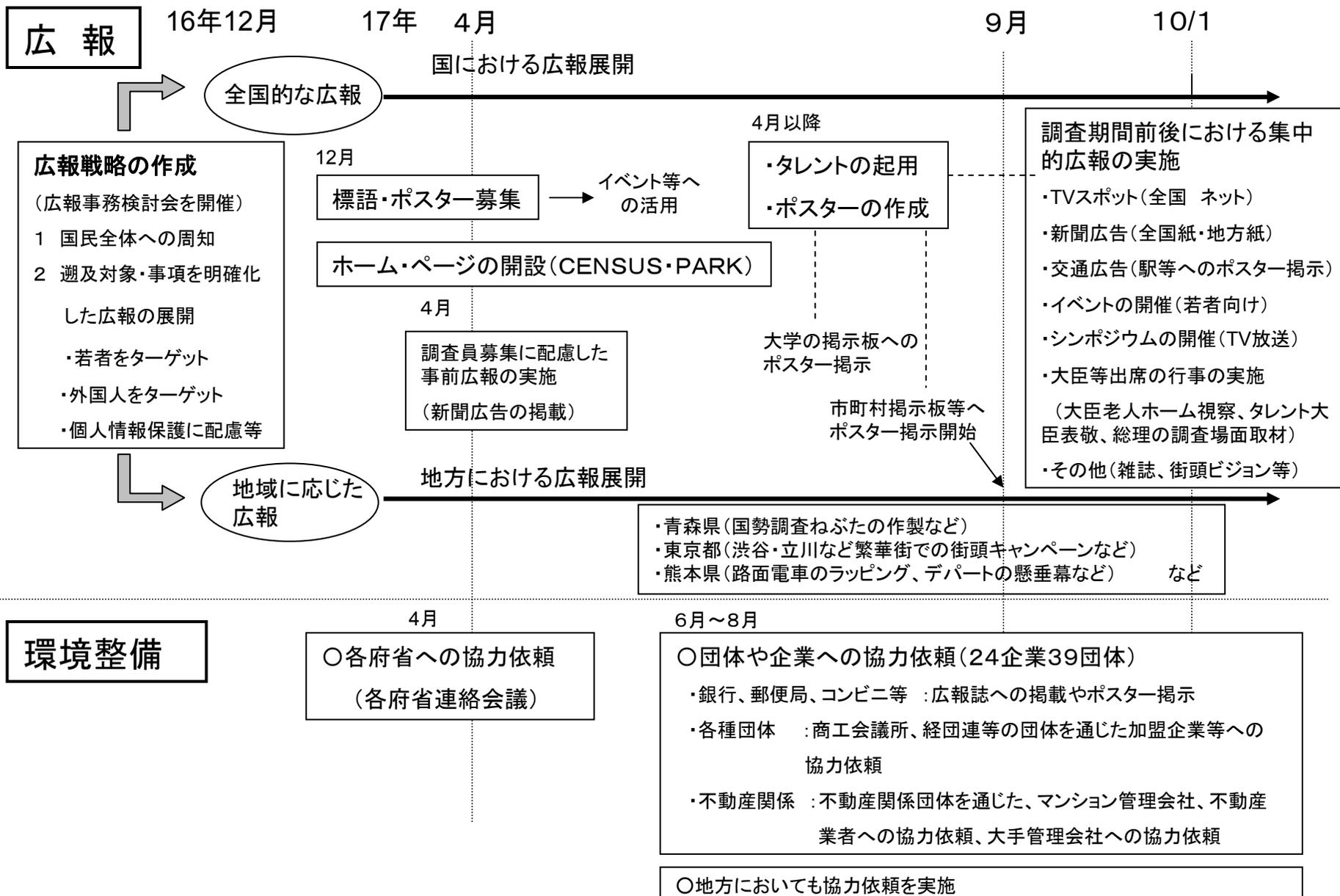
2 実施体制



3 調査員事務の流れ



V 調査の広報と環境整備



国が実施した広報・環境整備の戦略

1 国勢調査は全国民が対象

テレビ、ラジオ、新聞広告、雑誌、ポスター、映画館、交通広告、インターネット、空港・街頭ビジョン、シンポジウム、人口予想懸賞等の実施
銀行、郵便局等へのポスター掲示の依頼

2 訴求対象等を明確化した広報展開

若者向けの広報媒体の活用

若者向けポスター、イベント開催(お台場)、若者向け雑誌、インターネットのホームページ・バナー広告、ファーストフード・トレイマット
大学へのポスター掲示依頼

外国人向けの広報媒体等の活用

外国語メディアの活用(新聞、雑誌、インターネット、CS放送)
大使館等への協力依頼

世帯との接触が困難なオートロックマンション等に対する調査員活動への支援

ポスター、チラシ、メニューチラシの活用
管理人、管理会社、管理組合への協力依頼

国民のプライバシー意識の高まりに配慮した広報内容

ポスター、新聞広告、政府広報関係の広報誌、インターネット等に個人情報の保護について特記又は特集を実施

平成 17 年国勢調査の広報

媒体等	実施した主な広報等
テレビ	<ul style="list-style-type: none"> ・CMスポット【全国 47 局 9/20～10/5】 ・外国人向けCS放送でのスポット【9/20～10/3】 ・政府広報番組【9/26 日本テレビ「ご存知ですか」】
ラジオ	<ul style="list-style-type: none"> ・政府広報番組【9/25 TBS ラジオ 「グッドモーニングジャパン」】
新聞	<ul style="list-style-type: none"> ・地方紙への広告【10/1 47 紙 地方公共団体との連携により、全 15 段広告を実施】 ・中央紙(2紙)、ブロック紙(3紙)、地方紙(66紙)への広告【9/24 政府広報として実施。】 ・外国人向け新聞への広告(英語系、中国語系)【9/22、9/29、10/1】
雑誌	<ul style="list-style-type: none"> ・若者向け雑誌への広告【9/17～9/26】 ・外国人向け雑誌への広告(韓国語系)【10/1】
インターネット	<ul style="list-style-type: none"> ・大手検索サイトのバナー広告(Yahoo!)【9/26～10/2】 ・外国人向けサイトへのバナー広告(asahi.com)【9/26～10/2】 ・若年層へのターゲティング・メール【9/26～10/2】 ・携帯電話サイト(The News)における広告【7/6～】 ・動画(広報用ビデオダイジェスト版)の配信【9/20】 ・国勢調査広報専用サイト「CENSUS PARK」の開設【2004.11.1～】
交通広告	<ul style="list-style-type: none"> ・全国の主要駅における広告(駅貼、中吊り)【9/24～10/2】
ビジョン関係	<ul style="list-style-type: none"> ・主要空港内のビジョンの活用【9/23～10/4】 ・電光板ニュース【9/26～10/2】 ・映画館CM(ロビープロモーションとセット)【9/24～10/7】
協力依頼	<ul style="list-style-type: none"> ・各種企業・団体へ訪問し、協力依頼を実施〔5月～8月(25企業・39団体)〕
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・宅配ピザチラシ広告【9/14～10/1】、ファーストフード店のトレイ広告【9/15～10/1】

関係法令(抜粋)

統計法（昭和二十二年三月二十六日法律第十八号）(抄)

（国勢調査）

第四条 政府が本邦に居住している者として政令で定める者について行う人口に関する全数調査で、当該調査に係る統計につき総務大臣が指定し、その旨を公示したものは、これを国勢調査という。

- 2 国勢調査は、これを十年ごとに行わなければならない。但し、国勢調査を行つた年から五年目に当る年には、簡易な方法により国勢調査を行うものとする。
- 3 総務大臣は、必要があると認めるときは、前項の期間の中間において、臨時の国勢調査を行うことができる。

（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の適用除外）

第十八条の二 指定統計を作成するために集められた個人情報（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二条第二項に規定する個人情報及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第二条第二項に規定する個人情報をいう。以下この条において同じ。）及び届出統計調査によつて集められた個人情報については、これらの法律の規定は、適用しない。

国勢調査令（昭和五十五年四月十五日政令第九十八号）(抄)

（調査の方法）

第九条 国勢調査は、総務省令で定める期間内において、国勢調査員又は第七条第六項の規定に基づき同条第五項の事務の一部を行う国勢調査指導員（以下「国勢調査員等」という。）が調査票を世帯ごとに配布し、及び取集することにより行う。

- 2 国勢調査員等は、世帯員の不在等の事由により、前項に規定する方法による調査を行うことができないときは、同項の期間内において、第五条第一項第一号イ及びロ並びに同項第二号ロに掲げる事項を当該世帯の世帯員以外の者に質問することにより調査することができる。

（申告の義務及び方法）

第十条 国勢調査に当たつては、当該国勢調査において調査すべき第五条第一項各号に掲げる事項のうち、同項第一号に掲げる事項については世帯員が、同項第二号に掲げる事項については世帯主又は世帯の代表者がそれぞれ申告しなければならない。

- 2 世帯主、世帯の代表者又はこれらに準ずる者は、前項の規定により申告すべき者に代わつて当該申告を行うことができる。
- 3 前二項の規定による申告は、調査票に記入し、当該調査票の取集に応じ、及び国勢調査員等の質問に答えることにより行うものとする。

国勢調査結果の利用について

国勢調査から得られる男女・年齢別等の人口構成，仕事をしているかどうかや産業・職業等の経済活動の状況，核家族世帯・高齢者夫婦世帯等の世帯構成と世帯の居住状況などの結果は，国・都道府県・市区町村における各種の計画や施策を始め，いろいろな分野で幅広く利用されている。

法定人口としての利用例	34 の法令で利用	国・都道府県・市区町村の行政施策における利用の例																																			
<p>衆議院の選挙区(小選挙区)の画定及び議員定数(比例代表区)の改定(衆議院議員選挙区画定審議会設置法第3条，公職選挙法第13条) 都道府県及び市町村議会の議員定数の決定(地方自治法第90条，第91条) 市及び指定都市・中核市・特例市の設置(地方自治法第8条，第252条の19，第252条の23，第252条の26の3) 地方交付税の算定(地方交付税法第12条，第13条) 都市計画区域の指定(都市計画法第5条，第13条) 過疎地域の要件(過疎地域自立促進特別措置法第2条)</p>		<table border="0"> <tr> <td>社会保障政策</td> <td>高齢者福祉</td> </tr> <tr> <td>児童福祉</td> <td>防災対策</td> </tr> <tr> <td>地域整備計画</td> <td>地域振興計画</td> </tr> <tr> <td>産業振興計画</td> <td>経済政策</td> </tr> <tr> <td>雇用・失業政策</td> <td>高齢者雇用行政</td> </tr> <tr> <td>住宅政策</td> <td>住環境整備計画</td> </tr> <tr> <td>住宅建設金融計画</td> <td>交通機関整備計画</td> </tr> <tr> <td>教育施策</td> <td>食料需給計画</td> </tr> <tr> <td>社会福祉政策</td> <td>母子福祉</td> </tr> <tr> <td>環境整備計画</td> <td>都市整備計画</td> </tr> <tr> <td>地域経済計画</td> <td>産業立地計画</td> </tr> <tr> <td>職種転換計画</td> <td>中小企業対策</td> </tr> <tr> <td>労働力需給計画</td> <td>女性雇用行政</td> </tr> <tr> <td>住宅建設計画</td> <td>住宅需給分析</td> </tr> <tr> <td>上下水道整備計画</td> <td>道路整備計画</td> </tr> <tr> <td>財政計画</td> <td>国民経済計算</td> </tr> <tr> <td></td> <td>男女共同参画社会の推進</td> </tr> </table>		社会保障政策	高齢者福祉	児童福祉	防災対策	地域整備計画	地域振興計画	産業振興計画	経済政策	雇用・失業政策	高齢者雇用行政	住宅政策	住環境整備計画	住宅建設金融計画	交通機関整備計画	教育施策	食料需給計画	社会福祉政策	母子福祉	環境整備計画	都市整備計画	地域経済計画	産業立地計画	職種転換計画	中小企業対策	労働力需給計画	女性雇用行政	住宅建設計画	住宅需給分析	上下水道整備計画	道路整備計画	財政計画	国民経済計算		男女共同参画社会の推進
社会保障政策	高齢者福祉																																				
児童福祉	防災対策																																				
地域整備計画	地域振興計画																																				
産業振興計画	経済政策																																				
雇用・失業政策	高齢者雇用行政																																				
住宅政策	住環境整備計画																																				
住宅建設金融計画	交通機関整備計画																																				
教育施策	食料需給計画																																				
社会福祉政策	母子福祉																																				
環境整備計画	都市整備計画																																				
地域経済計画	産業立地計画																																				
職種転換計画	中小企業対策																																				
労働力需給計画	女性雇用行政																																				
住宅建設計画	住宅需給分析																																				
上下水道整備計画	道路整備計画																																				
財政計画	国民経済計算																																				
	男女共同参画社会の推進																																				
行政に必要な人口分析、学術などにおける利用の例		一般の会社などにおける利用の例																																			
<p>将来人口・世帯数の推計 人口構造の分析・将来予測 生命表の作成 地域分析 地域別将来人口・世帯数の推計 世帯構成の分析・将来予測 平均寿命の算定 地理学・経済学での利用</p>		<p>製品の生産計画 流通計画 店舗等の配置計画 生命保険の算定</p>																																			
他の統計調査における利用の例																																					
各種統計調査の標本抽出のための基礎資料																																					

「人口・住宅センサスのための原則及び勧告」(国際連合 1998年) (抜粋)

国際連合では、1950年から10年ごとに「世界人口センサス」(1960年から住宅センサスも一緒にして「世界人口・住宅センサス」となった。)計画を推進し、センサスを実施するに当たっての基本的な考え方や国際比較のための標準化すべき事柄等について勧告を行っている。1998年には、2000年前後(対象期間:1995年~2004年)に「2000年世界人口・住宅センサス」を行うことを、各国に勧告した。この勧告による人口センサスの定義及び原則は以下のとおりである。

定義

人口センサスとは、特定の時点における一国又は一国内の特定した地域範囲のすべての人々の人口、経済、社会属性に関するデータの収集、編集、評価、分析、出版、普及のための全体的プロセスである。

原則

1 個別の調査

各個人が別々に調査され、その特徴が別々に記録されること。

2 一つの定義された領域における普遍性

正確に定義された一つの領域(例えば、国全体又は一国内の明確に限定された一部)をカバーし、その範囲の中に存在する人、あるいは、そこに居住するすべての人を含むべきであること。

3 同時性

各個人は、明確に設定された調査時に可能な限り近い時点で調査されるべきであること。

4 定義された周期性

規則的な間隔で実施すべきであること。少なくとも10年ごとに実施し、人口を取り巻く状況の変化が早い国では、もっと頻繁に実施する必要があること。

主要国における人口センサスの概要

参考4

	アメリカ	カナダ	イギリス	オーストラリア	フランス	ドイツ
調査開始年	1790年	1871年	1801年	1828年	1801年	1871年
直近実施年（実施日）	2000年（4月1日）	2001年（5月15日）	2001年（4月29日）	2001年（8月7日）	1999年（3月8日）	1987年（5月25日）
調査周期	10年	5年	10年	5年	1946年以降は不定期（7～8年間隔）	上記以降実施せず
人口規模	2億8100万人	3000万人	5900万人	1900万人	6000万人	8200万人
調査方法	<ul style="list-style-type: none"> ・住所リストに基づき、センサス局から各住戸に調査票を郵送 ・郵送による回収（インターネット及び電話による申告も可能） ・提出のない住戸について調査員がフォローアップ調査を実施 ・2010年にはロングフォームを廃止予定（毎年実施するアメリカ社会調査ACSで代替） 	<ul style="list-style-type: none"> ・調査員が調査票を配布 ・都市地域等(2%)は調査員が回収、その他は郵送回収 ・2006年調査では、調査票の配布は2/3を郵送、1/3を調査員配布とし、回収は郵送又はインターネットとする方向で検討中 	<ul style="list-style-type: none"> ・調査員が調査票を配布 ・郵送により回収 ・提出のない世帯について、調査員がフォローアップ調査を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・調査員が調査票を配布・回収 ・希望者に調査票封入用封筒を支給 	<ul style="list-style-type: none"> ・調査員が調査票を配布・回収 ・定期的な結果の提供と経費の均等化等のため、2004年からローリングセンサスとして、毎年1/5の地域を対象にローテーションで調査を行い、5年間で全市町村を調査する方式で実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・1983年センサスが、連邦憲法裁判所が違憲判決（調査結果の個人情報が行政目的で利用可能であったことなどが理由）を出したため1987年に延期となり、その後は実施できず ・現在、レジスターをベースとした新しいセンサスの形を検討中
調査体制	商務省センサス局が12の地区センサスセンターなど、全米1000箇所程度に仮設オフィスを設置して実施		中央統計局 - 地区管理者 - 地域管理者 の系統で実施 チームリーダー6135人 調査員62500人	中央統計局 - 8地方統計局の系統で実施 調査員32000人	中央統計局 - 22地方統計局の系統で実施 指導員3500人 調査員115000人	
主な調査内容	<p>83%がショートフォーム 17%がロングフォーム</p> <p>個人属性 氏名、性別、年齢、続き柄、ヒスパニック系の有無、人種 世帯・居住事項 住居の種類 (以上がショートフォーム)</p> <p>追加属性 出生地、市民権、1年・5年前の住所、教育、日常的活動、世帯での活動、労働時間、産業、職業、収入、住居の種類、高熱水設備、室温、建築時期等</p>	<p>80%がショートフォーム 20%がロングフォーム</p> <p>個人属性 氏名、性別、年齢、配偶関係、続き柄、同居、母国語 (以上がショートフォーム)</p> <p>追加属性 出生地、市民権、1年・5年前の住所、教育、日常的活動、世帯での活動、労働時間、産業、職業、収入、住居の種類、高熱水設備、室温、建築時期等</p>	<p>個人属性 氏名、性別、出生年月、配偶関係、在学状況、人種、宗教、専門資格、就業状態、従業上の地位、産業、職業、労働時間、従業地、通勤手段</p> <p>世帯・居住属性 住居の種類、家具完備の状況、室温、浴室・トイレ設備、自家用車等</p>	<p>個人属性 氏名、性別、年齢、続き柄、出生地、市民権、人種、1年・5年前の居住地、学歴、就業状態、産業、職業、通勤手段</p> <p>世帯・居住属性 住居の種類、住居所有権、寝室数、住宅ローン、家賃、自家用車等</p>	住居調査票 個人調査票	
調査項目数	53項目（うちショート7項目）	59項目（うちショート7項目）	40項目	33項目	36項目	-

個人情報保護のこれまでの取組み

年 次	取 組 み 内 容
昭和55年調査	封入提出希望世帯に「密封用封筒」を配布
昭和60年調査 ～平成7年調査	希望者への「密封用封筒」は配布せず、全世帯へ配布する「調査票の記入のしかた」で封入提出する方法を採用
平成12年調査	<ul style="list-style-type: none">・上記の封入提出方法に加え、「調査票封入用シール」を配布・世帯のプライバシーを守ることを内容とした「個人情報保護マニュアル」を作成し、調査員に携行
平成17年調査	<ul style="list-style-type: none">・全世帯に「調査書類整理用封筒」と「封入用テープ」を配布・「個人情報保護マニュアル」の記載内容を充実

平成17年国勢調査の主な集計・公表計画について

当面の公表予定を掲載

要計表による人口集計 平成17年12月

(要計表とは、調査の過程で作成した男女別人口一覧をいう)

*人口転換期を迎えた日本の市区町村別の男女別人口、世帯数の速報

抽出速報集計 平成18年6月

*1%抽出結果による人口、世帯、就業状況など日本のアウトライン

第1次基本集計 平成18年10月まで※

※集計が完了した都道府県ごとに順次公表

*日本の確定人口、世帯数、居住の状況を明らかに

第2次基本集計 平成19年1月まで※

※集計が完了した都道府県ごとに順次公表

*労働力状態、就業者の産業別構成、夫婦と子供のいる世帯の状況

小地域集計 該当する基本集計等の公表後

(基本的な事項を、おおむね市区町村内の〇〇1丁目、字△△などの区域単位で提供)

*小地域の人口、世帯、居住の状況
GIS(地理情報システム)により、地図と合わせた高度なデータ利用